

議案第63号

二宮町介護保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成27年12月4日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令が公布されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例

二宮町介護保険条例（平成12年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第10条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）」に改める。

第11条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

二宮町介護保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(保険料の徴収猶予)	(保険料の徴収猶予)
第10条 (略)	第10条 (略)
2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。	2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して、町長に提出しなければならない。
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号(以下「個人番号」という。)	(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
(保険料の減免)	(保険料の減免)
第11条 (略)	第11条 (略)
2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。	2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限前7日までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前前月の15日までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、町長に提出しなければならない。
(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名、住所及び個人番号	(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者の氏名及び住所
(2)・(3) (略)	(2)・(3) (略)
3 (略)	3 (略)